

閱覽用

令和3年 第9回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年9月5日
神崎市農業委員会

令和3年9月 第9回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年9月3日（金）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	欠
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 福田省二委員 11番 田淵晃敏委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認および農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 8件
議案第6号 非農地通知の発出について 23件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
2件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日はご多忙の中、委員の皆さまには、コロナウイルス感染症の予防対策にご理解いただき、本総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまには、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第9回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

おはようございます。8月は、ほんとうに例年にない気象状況にみまわられて、何日も続いた長雨により、山間地では土石流や農地災害が多く発生し、平坦でも冠水被害となり、幸いにも人的被害がなかったわけですが、冠水被害はもう3年連続でありますので、何かしらの緊急な排水対策が必要だと思えます。

コロナウイルスの影響や大雨被害もありましたが、皆さま方につきましては、日頃の体調管理に十分気をつけていただき、がんばってくださるようお願いいたします。

それでは、只今から令和3年 第9回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

12番 真島委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 福田委員と 9番 田淵委員を指名します。 よろしく申し上げます。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第6号までの、6議案の40件です。

報告は、第1号の2件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認等関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認および農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地転用許可後の変更計画承認申請及び第5条申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町姉川 字〇〇 〇〇番の外畑2筆と、宅地、水路3筆の、あわせて1, 758.96㎡です。

本件は事業計画変更のうち事業計画区域の拡大を行う場合に該当します。

転用事業の当初と変更後の申請地、変更申請の理由、変更後の事業継承の用途や資金については記載のとおりで、完了は令和4年2月28日の予定です。

また、農振除外は令和3年8月に決定済みであり、農地区分につきましては、申請地は特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設に該当すると判断いたします

また、位置図などを2ページから3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書等があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の2番末吉副会長のご意見をお願いします。

2番 末吉副会長 【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。変更申請の内容については、事務局の説明とおりです。

私も、地区担当の勝谷推進委員とともに、8月30日に現地の状況や転用の変更内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑あり

ませんか。

(質疑・応答)
(なしの声あり)

議長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、承認・許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は承認・許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は千代田町用作 字〇〇 〇〇番の田1筆の2, 732㎡及び一体利用の宅地2筆を含めた合計3, 513.31㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和2年6月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周

困りに支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番については、私、西村の担当地区ですので、地区担当委員の意見を述べさせていただきます。

1番 西村会長 【地区担当委員の意見】

1番の西村です。2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を確認してまいりましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されています。

地区の同意もありますので問題は無いと思います。

特に千代田の東部地区は、小学校の新入生や児童数が少ない状況で、学校の統廃合など危惧されるような状況でございますので、若い方やお子さんをお持ちの世代などがこの地区に定住していただけるといいなど、明るい希望が見えると、そのような気持ちで意見を述べさせていただきます。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

受付番号2番について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町 字〇〇 〇〇番の外、田2筆及び畑4の計 3, 923㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年8月に決定済みであり、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域でその規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなり、位置図などは9ページと10ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の10番福田委員のご意見をお願いします。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

10番の福田です。2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

私も、8月26日に地区担当の古澤推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(ありませんの声あり)

議 長

他の委員さんは、よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の5ページをご覧ください。

受付番号3番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に説明】

申請番号3番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑1筆の43㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域でその規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなり、位置図などは11ページと12ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の6番

中原委員のご意見を申し上げます。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。2号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、8月25日に現地の状況や転用内容を確認しに行きましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので問題無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ではよろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 受付番号4番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

受付番号4番について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に説明】

申請番号4番、申請地の所在は神埼町竹 字〇〇 〇〇番の外、田1筆、畑3筆及び一体利用の宅地1筆を含めた合計1, 951.04㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域でその規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなり、位置図などは13ページと14ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号4番について、地区担当委員の4番野田委員のご意見をお願いします。

4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田です。2号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の眞崎推進委員とともに、8月26日現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号4番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 受付番号5番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをご覧ください。

受付番号5番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号5番を議案書を基に説明】

申請番号5番、申請地の所在は神埼町本堀 字〇〇 〇〇番の外、畑1筆の2, 907㎡及び一体利用の宅地1筆を含めた合計2, 994.95㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域でその規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなり、位置図などは15ページと16ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号5番について、地区担当委員の5番八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。 2号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中推進委員とともに、7月28日に現地の状況や転

用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(9番 森田委員挙手)

議 長

9番 森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田です。申請地の隣は水田ですかね。そしたらここだけになるということ？あとは〇〇や住宅ばかりになるということ？

5番 八谷委員

そうですね。申請地の北側一部は分筆されて畑として活用されますけど、この隣の水田の1つになっですね。

9番 森田委員

そいじゃあ、あとは水田は米とかになつとでしようけど、作らるっでしようか？

5番 八谷委員

この農地自体は、水掛りはできるし、排水も問題は無いようですけど、隣も分譲地になってしまうと、これまでより営農に気をつかってせんばごとなるでしようね。

9番 森田委員

ああ、あとは、日照権とかは問題にならないでしようか。日当たりは。

5番 八谷委員

そ、そいはですね、うーん、〇〇に近くなるところはねえ…。

(申請者が挙手)

議 長

はい、申請者さんから何かありますでしようか。

申請者

はい、隣接者の方からは同意をいただいておりますけど、〇〇の建つということはお話ししたうえで納得していただいているので、あとは風通しがわるくならないように考慮して〇〇を建てる等加減したかたちで、あの、土地購入者の方には説明等行って建てていただくよう配慮させていただきたいと思っております。

9番 森田委員

それでも、建てなっ人たちはより良かごとしたいと思いなっしね。影響せんとは言えんと思いますね。結局営農されんごとなつたってなつて、こっちも転用せんばと、なんてことになりはしないかと思っておりますね。

5番 八谷委員

まだ、この農地は東西の幅のあつてですね、日照も今より朝方は影響するかとは思いますが、あとは南面から射してくるっですもんね。

9番 森田委員

でも、ここで続けなつとは難しくないなつですよ。〇〇の建つてしまつたらですね。

議長

森田さん、私も現地を確認したらですね、まあまあ広いとですよ。米とかなんとかは作られる状況にあるんですね。まあ、その圃場一枚で周りがすべて宅地で囲われてしまうので、そのうち何年かしたら宅地とかになるかもしれませんね。

9番 森田委員

まあ、転用の相談のあつて、その農地の人一人だけだったら、いくら反対してダメって言つたって、かえつて、このせいでできんごとなつたって言わるとが、周りにも悪かごとなつてけんですね。いろいろ反対したかことがあつても同意せないいかんつていうこともあつと思ひますからね。

5番 八谷委員

確かにですね。でもここはまだ十分営農される状況にあつてですね、〇〇の建つてもできる状態やっけんが。でも〇〇の建つてしまつたらですね、一部の畑以外は全部宅地となつてしますので、その後は作業することについてはかなり厳しくなるとは思ひますが、ただ農地へは簡単に進入さるっし、水掛かりも排水もしやすかけん、数年はできると思ひますがね。

(11番 田淵委員挙手)

議長

はい、11番 田淵委員どうぞ。

11番 田淵委員

11番の田淵ですが、申請者の方に質問いたします。

ここにですよ、畑ということで残しなっとですよ。 どういう風な使い方を計画しといなっとですかね。

申請者

はい、ここは現在は田の一部となっていますが、家庭菜園で耕作等を計画してあって、ここは嵩上げして畑とすることを形状変更の届出を予定しております。 この所有者さんが、この添付図面でいうと、東側のお宅に住まわれていまして、作業されるときも、この水路にある橋というか幅の狭いのですがそれを渡って行き来されているので、そこで農機具とか使われる場合は〇〇内の道路を通過して作業されることもあるかと思っております、そこを通られることも想定しているところでございます。

11番 田淵委員

わかりました。

議長

森田さん、田淵さん、よろしいでしょうか。 少しは納得していただけたかと思えます。

まだまだこの土地は活用できる広さもありますし、このままほったらかされることはないかと、畑や田んぼで管理していただけるものと思われれます。 ただし、このように周りが宅地やなにかで開発されてくると土地の評価は上がると思いますね。次に転用するときには簡単な値段ではできなくなるかもしれないですね。

(委員一同笑いが起こる)

議長

それでは、他に質疑などよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号5番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第3号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の17ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は千代田町姉 字〇〇 〇〇番の田1筆の398㎡であります。 転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外は令和3年8月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業用施設に該当すると判断いたします。

位置図などは18ページと19ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の7番樋口委員のご意見をお願いします。

7番 樋口委員 【地区担当委員の意見】

7番の樋口です。 3号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の大坪推進委員とともに、8月20日の日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしく

お願いします。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第3号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

受付番号2番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町竹 字〇〇 〇〇番の外1筆の田2筆、319㎡であります。 転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業用施設に該当すると判断いたします。

位置図などは20ページと21ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号2番について、地区担当委員の4番野田委員のご意見をお願いします。

4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田です。 3号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の眞崎推進委員とともに、8月10日現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第3号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第4号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の22ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

1番は、親戚の間での贈与による所有権の移転で、申請要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。

申請地の土地の所在や、譲渡人、譲受人、申請事由などは記載のとおりです。

位置図を23ページに添付しております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(異議なしの声あり)

議長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。議案第4号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

市町村は、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとなっておりますので、本総会にて審議・決定するものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規4件、再設定2件、計6件。 内訳は、田12筆、18,856㎡。

千代田町、再設定2件。 内訳は、田2筆、7,880㎡。

神崎市、合計8件。 内訳は、田14筆、26,736㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから3ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページからの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期と終期となっております。

設定する内容は、3ページにあります、田10筆、15,139㎡であります。

地域の農業者と、基盤強化促進事業により、新たに農地の利用権を設定されるものです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異議なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。 これは10aあたりの単価は安いですね。 もうこうなってしまうかかね。

(ここで、委員同士で単価について話題となる。)

(受け手が少なくなったことも話題となる。)

議 長

はい、ありがとうございます。 ご意見ございませんか。
(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページからの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。
設定する内容は、田2筆、3, 717㎡であります。

地域の農事組合法人と、中間管理事業により利用権を再設定されるものです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(7番 樋口委員挙手)

議 長

はい、7番 樋口委員よりどうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。 先ほども賃料の話が出ましたが、ここにも安いなあと思われる賃料がありますが、これ再設定なので、前回と比べたらどうなっていますか。

議 長

事務局よりいいですか。

事務局

お答えします。 確認したところ、こちらは前回と同じ賃借料でした。

7番 樋口委員

そうですか。 地区によるかもしれないが、私たちの方では安い方の部類で、それは圃場整備外の排水施設もない圃場に対する額でしたので。

事務局

そうですね。 それも確認したところ、面積はありますが山間地近くの圃場整備以外の農地でした。 そして畑として利用されるようです。以上です。

7番 樋口委員

はい、わかりました。

議 長

それでは、他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、みなさんよろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。
設定する内容は、田2筆、7, 880㎡であります。
地域の農業者と、基盤強化促進事業により、新たに農地の利用権を設定されるものです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(ありませんの声あり)

議 長

みなさんよろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、非農地通知を発出するものであります。

申請地は、1ページから3ページでございます。

申請地の名義人、土地の所在、地番、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりで、田1筆、1, 594㎡、畑58筆、72, 374

m²、合計59筆、73,968m²です。

今回の非農地通知の発出につきましては、地区担当農業委員さん方の非農地化への周知活動により、現況が山林化した非農地判断荒廃農地の所有者の方々より、同意がなされたものについて申請されております。

現地は、元は樹園地などであったものが、荒廃が進み、雑木などで山林化しておりました。

航空写真図を、字ごとに4ページから6ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。ここで推進された野田委員さんに一言お願いしたいと思います。野田さん、お願いします。

5番 野田委員

※ 5分間ほど、当地区における非農地通知の推進について説明等していただく。(省略)

※ 突発的に、他の委員より野田委員への質疑等が行われる。

※ 終了後、委員一同より拍手が起こる。

議 長

野田さん、ありがとうございました。皆様もありがとうございました。

こういった推進事例は、必要である地域では大いに参考としていただき、また委員同士で意見交換していただいて、より地域の実情に合った推進ができるようにしてまいりたいと思います。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異議なしの声あり)

議 長

みなさん、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、基盤強化促進事業や農地中間管理事業により賃貸借契約されたていた利用権設定の合意解約でございます。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議長

みなさん、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

それでは、報告第1号については以上で終わります。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第9回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時40分 閉会